

議案第77号

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年2月26日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、家庭系ごみの更なる減量を推進するため可燃物用指定ごみ袋の種別を追加することに伴い、処理手数料の額を定める必要があるによる。

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成5年福岡市条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

可 燃 物	市長が定めるごみ袋（第20条第2項に規定するごみ袋をいう。以下同じ。）大(45リットル相当)1枚につき	45円
	市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき	30円
	市長が定めるごみ袋小(15リットル相当)1枚につき	15円

を

可 燃 物	市長が定めるごみ袋（第20条第2項に規定するごみ袋をいう。以下同じ。）大(45リットル相当)1枚につき	45円	に改める。
	市長が定めるごみ袋中(30リットル相当)1枚につき	30円	
	市長が定めるごみ袋小(15リットル相当)1枚につき	15円	
	市長が定めるごみ袋特小(10リットル相当)1枚につき	10円	

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。